

新たな「消費者基本計画」に盛り込むべき施策等についての意見

- 1 連絡先①法人名 : 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
②住所 : 大阪府中央区石町 1-1-1 天満橋千代田ビル 2 号館
③電話番号 : 06-6920-2911

2 職業 適格消費者団体

3 意見

①1(2)の①についての意見

新たな「消費者基本計画」の基本的な方向性と課題について

- ・対象期間は、社会の変化による見直しの必要性を勘案して3カ年計画とすること。
- ・当面は消費者の安全・安心の確保が重点であるとしても、中期的には幅広く消費者の権利の実現・充実を進めていく視点を盛り込むこと。
- ・項目の組み立ては、テーマ別など消費者にとってわかりやすい組み立てとすること。
- ・別紙1の基本的な方向性と課題の下の①事故の未然防止、再発・拡大防止②地方消費者行政の充実支援・環境整備③被害者救済等④消費者の自立支援は、①③④は実際の施策であり、②はそれらを推進する手立てであるから、区別または順番を整理すること。

①1(2)の②についての意見

同計画に盛り込むべき施策についての意見

- ・消費者団体訴訟制度関連
 - 集団的消費者被害救済制度の一環として、適格消費者団体による損害金等請求制度の検討と実現
 - 適格消費者団体への活動支援の拡充、とりわけ財政(活動資金の提供、税額控除)や活動拠点の確保にかかる支援の具体化
 - 差止請求対象の拡大の検討
 - ・民法等の強行規定違反の行為
 - ・景品表示法4条1項3号により内閣総理大臣が指定した不当な表示
 - ・特定商取引法に定められた次の行為
再勧誘の禁止違反(特商法3条の2等)、書面交付義務違反(特商法4条等)、禁止行為の一部(特商法6条4項等)、指示事項違反(特商法7条等)
 - ・不当な約款、不当な勧誘の推奨行為
 - ・消費者契約法の実体法を改正し、その内容を差止請求の対象とすることの検討 等
 - 差止請求における後訴制限効(消費者契約法12条の2、1項、2号)は、それぞれの適格消費者団体が独自の観点から裁判が起こせるように、他の適格消費者団体が別途訴訟を提起し、また、すでに確定判決がある場合でも別の適格消費者団体があらたに裁判を提起することを可能とすべきことの再検討

- 特商法と景表法に関しては「相当の根拠を示す資料の提出」に関する規定の適格消費者団体への適用の検討
- 事業者に対する適格消費者団体の契約条項開示請求権や一定の質問に対する回答義務の法定の検討
- 差止請求対象の不当な行為を現に行っていること、あるいはそのおそれがあることについて、安易に『おそれ』が否定されないような法的措置の整備の検討

以上